

利用者 負担段階	2025(令和7)年7月までの負担限度額(月額)							
	食 費		居住費					
	施設 サービス	短期入所 サービス	ユニット型		従来型個室		多床室	
			個 室	個室の 多床室	特養 特養ショート	左記以外	特養 特養ショート	左記以外
基準費用額	1,445円	1,445円	2,066円	1,728円	1,231円	1,728円	915円	437円
第 4 段 階	第1段階から第3段階以外の方(施設との契約額を支払うこととなります。)							
第3段階②	1,360円	1,300円	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円	430円
第3段階①	650円	1,000円	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円	430円
第 2 段 階	390円	600円	880円	550円	480円	550円	430円	430円
第 1 段 階	300円	300円	880円	550円	380円	550円	0円	0円

●社会福祉法人等による利用者負担軽減(事前申請が必要)

社会福祉法人等が提供する次のサービスを利用する場合、低所得で特に生計が困難な方については、社会福祉法人等の協力で利用者負担、食費・居住費(滞在費・宿泊費)を軽減する制度があります。

※食費・居住費(滞在費・宿泊費)の軽減については、負担限度額認定証を持っている方に限ります。

※生活保護を受給している方については、個室の居住費(滞在費・宿泊費)のみ対象となります。

※養護老人ホームに入所している方を除きます。

対象者

- 世帯全員が市町村民税非課税で特に生計が困難と認められた方
- 生活保護を受給している方

対象となるサービス(介護予防サービスを含みます。)

- (主に自宅で生活しながら受けるサービス) (通い、訪問、泊まりの複合的なサービス)
- 訪問介護
 - 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
 - 夜間対応型訪問介護
 - 通所介護
 - 地域密着型通所介護
 - 認知症対応型通所介護
 - 短期入所生活介護
- (施設・居住系サービス)
- 小規模多機能型居宅介護
 - 看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)
 - 介護老人福祉施設
 - 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- (総合事業のサービス)
- 介護予防型訪問サービス ●介護予防型通所サービス ●短時間型通所サービス

※申請及びお問い合わせはお住まいの区役所の介護保険担当へ

●利用者負担の減免(事前申請が必要)

災害などの特別な理由により、利用料の支払いが困難となったとき、一定の基準に該当した方の利用料を減額または免除する制度があります。

※申請及びお問い合わせはお住まいの区役所の介護保険担当へ

- 失業などにより、生計中心者の所得が前年に比べて大幅に減少した場合
- 災害により、家屋などに著しい被害を受けた場合

